

参 考 資 料

(地方税関係)

1. 納稅者權利憲章(仮称)

納税者権利憲章についての主な論点(地方税)

- 地方税については、各地方団体が、地方税法の定めるところによって課税権を行使することとされており、地方税の賦課・徴収については条例に基づいて行われなければならないこととされていることを踏まえ、地方税に関する納税者権利憲章について、その趣旨・目的、記載事項、文書の位置付け等についてどう考えるか。

(参考)地方税法(抄)

(地方団体の課税権)

第二条 地方団体は、この法律の定めるところによつて、地方税を賦課徴収することができる。

(地方税の賦課徴収に関する規定の形式)

第三条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

2 略

地方団体の税務手続(OECDモデルの記載項目を例に)

未定稿

※表中「法」は地方税法を指す。

	記載項目 (OECDによる例示)	該当法令等
納税者の権利	1. 情報提供や支援を受ける権利 ・ 納税者支援(問題解決のための支援等)	・ 課税庁である各地方団体の対応。
	・ 還付(還付金・還付加算金の支払)	・ (法令)過誤納に係る徴収金があるときは遅滞なく還付する(法17)。 ・ (法令)還付請求書の提出については、地方団体の条例において規定。 ・ (法令)還付金等の請求は権利行使可能日から5年間可(法18の3)、還付金等には原則として納付の日の翌日から還付加算金が加算(法17の4)。
	・ 税務に関する一般的な情報提供(質問・照会への迅速な回答等)	・ 課税庁である各地方団体の対応。
	・ 代理人等の選定・立会い(正当な代理人を選任する権利等)	・ (法令)代理人になれる者については税理士法等で制限を受ける。
	・ 調査結果・処分理由の説明又は通知	・ 課税庁である各地方団体の対応。
	2. 不服申立ての権利(救済手続の教示、迅速・公平な不服審査等)	・ (法令)地方税に関する不服申立に係る規定あり(法19～19の10等)。
	3. 正当な税額のみを負担する権利	・ (法令)更正等(法55等)、計算誤り等の場合には更正の請求が可能(法20の9の3等)。
納税者の義務	4. 予測可能性確保 ・ 事前照会(アドバンス・ルーリング)	・ 課税庁である各地方団体の対応。
	・ 調査の事前通知 (調査項目・理由、合理的な日時場所、時間的猶予等)	・ 課税庁である各地方団体の対応。
	5. プライバシーの権利(必要最低限の情報収集等)	・ (法令)質問検査権の行使は、調査について必要がある場合に限定(法298等)
	6. 個人情報の保護(提供情報の保護・目的外利用の禁止等)	・ (法令)調査に関して知り得た納税者の秘密に関しては、地方公務員法の守秘義務とは別に、罰則が加重された守秘義務が設けられている(法22)。
納税者の義務	7. 誠実に対応する義務(正確な情報に基づく申告・誠実な対応等)	・ (法令)申告書を法定申告期限までに提出しなければならない(法317の2等)。申告書・調書不提出について罰則あり(法317の7等)。
	8. 協力義務(税務当局への協力義務等)	・ (法令)検査忌避等について罰則あり(法299等)。
	9. 正確な情報・書類を期限内に提出する義務 (期限内適正申告・届出義務等)	・ (法令)申告書を法定申告期限までに提出しなければならない(法317の2等)。
	10. 記録・帳簿の保存義務(記帳・保存等義務の適正履行等)	・ (法令)記録義務・帳簿保存義務について規定あり(法317の8等)。
	11. 期限内に納税する義務(期限内納税義務等)	・ (法令)税額について法定納期限までに納付しなければならない(法320等)。 ・ (法令)期限後納付の場合、原則として法定納期限から延滞金が課される(法321等)。
義務違反へのリスク	12. 義務違反の場合に制裁が課されうること (義務不履行の場合の行政罰・延滞金、悪質な場合の刑事訴追の可能性)	・ (法令)各種加算金・延滞金、罰則の規定あり。

2. 調査手続

質問検査権の概要（現行）

調査権限	質問検査権
○権限行使のための要件	「〇〇税に関する調査について必要があるとき」（地方税法）
①事前通知の要否	課税庁である各地方団体の対応 本人に通知する場合、関与税理士に対して通知を実施（税理士法）
②その他	犯則調査目的で行使不可（地方税法） 身分証明書の提示（地方税法）
○権限行使の相手方（名宛人）	①納税義務がある者、納税義務があると認められる者、 ②取引関係にあった者、取引関係にあると認められる者、 ③調書等提出義務者、 ④〇〇税の賦課徴収に関し直接関係があると認められる者、 ⑤官公署、 等 （地方税法）
○権限行使の対象物件	帳簿書類その他の物件（地方税法）
○行使しうる権限の内容	（相手方への）質問、（対象物件の）検査、（官公署等）への協力要請等（地方税法）
○実効性担保措置	罰則 検査忌避等（「1年以下の懲役又は20万円以下の罰金」等）（地方税法）
○調査終了通知	課税庁である各地方団体の対応

条文の構成

○地方税法

(市町村民税に係る徴税吏員等の質問検査権)

第二百九十八条 市町村の徴税吏員は、市町村民税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第一号から第三号の者の事業に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。)その他の物件を検査することができる。

一 納税義務者又は納税義務があると認められる者

二 前号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者

三 給与支払報告書を提出する義務がある者及び特別徴収義務者

四 前三号に掲げる者以外の者で当該市町村民税の賦課徴収に関し直接関係があると認められる者

2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 略

4 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(官公署等への協力要請)

第二十条の十一 徴税吏員は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、地方税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

(秘密漏えいに関する罪)

第二十二条 地方税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合には、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

地方税法違反に対する刑事罰則の体系（現行）

	違反行為	刑事罰	参考（行政制裁）
① 虚偽申告・無申告	過少申告		○過少申告加算金 (10%、期限内申告税額又は50万円のうちいずれか多い金額を超える部分は15%)
	無申告	○単純無申告罪 ・ 1年以下の懲役又は20万円以下の罰金 [例：法人事業税]	○不申告加算金 (15%、50万円超の部分は20%)
	不正行為による過少・無申告・受還付	○通脱罪（脱税犯） ・ 5年以下の懲役若しくは100万円（情状により脱税額）以下の罰金若しくは科料又は懲役及び罰金を併科 [例：法人住民税] ・ 3年以下の懲役若しくは100万円（情状により脱税額）以下の罰金又は併科 [例：地方たばこ税]	○重加算金 (過少35%、不申告40%)
②	特別徴収納入金不納付	○特別徴収納入金不納付罪 ・ 3年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金若しくは科料又は懲役及び罰金を併科 [例：個人住民税]	
③ 調査・徴収活動の妨害	申告書不提出	○（単純無申告罪（再掲））	○（不申告加算金（再掲））
	調書の不提出等	○【法定調書】虚偽申告罪 ・ 1年以下の懲役又は20万円以下の罰金 [例：法人住民税]	
	検査拒否等	○検査忌避罪 ・ 1年以下の懲役又は20万円以下の罰金 [例：法人住民税] ・ 10万円以下の罰金 [例：地方たばこ税]	
	滞納処分妨害	○滞納処分妨害罪 ・ 3年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又は併科 [例：法人住民税]	
④	滞納		○延滞金 (原則14.6%、一定の場合には「公定歩合＋4%」に軽減（平成22年4.3%）)

(注) 罰則の法定刑については、昭和56年に現行の水準まで引き上げられたが、それ以降見直されていない。
ただし、軽油引取税については、平成元年以降、数次にわたり罰則の引き上げ等の見直しが行われている。（直近では平成18年）